

町内会集会所バリアフリー化支援事業

トイレの洋式化や手すりの設置で
～ご高齢の皆様が大変喜ばれています！～



【事業の概要】

- (1) 対象団体 全ての単位町内会、自治公民館、集落等
- (2) 交付対象経費 町内会等が所有する集会所の本体又は建物と構造上一体となっている設備で、下記に掲げる項目に直接要する経費です。
- ①手すりの設置に要する経費
 - ②玄関、廊下、集会室等の段差解消に要する経費
 - ③建物入口部分へのスロープの設置に要する経費
 - ④和式トイレの洋式トイレへの変更に要する経費
- (3) 補助金額 交付対象経費の1/2に相当する額で50万円限度 **(要！事前申請)**

Q これまで、主にどのような内容に使われていますか？

A 事業開始の21年度から、多い順では、手すりの設置が22件、トイレの洋式化が17件、段差解消が14件、入り口スロープが7件です。

1回の申請で、複数の工事も可能で、例えば、廊下の手すりの取り付けと玄関スロープの設置工事を同時にすることができます。

Q 9月中旬の敬老会前までに、工事を終えたいと役員会で話し合いました。いつまでに、申請をすれば間に合いますか？

A 他の補助事業と同様に、必ず事前に申請をしていただく必要があります。

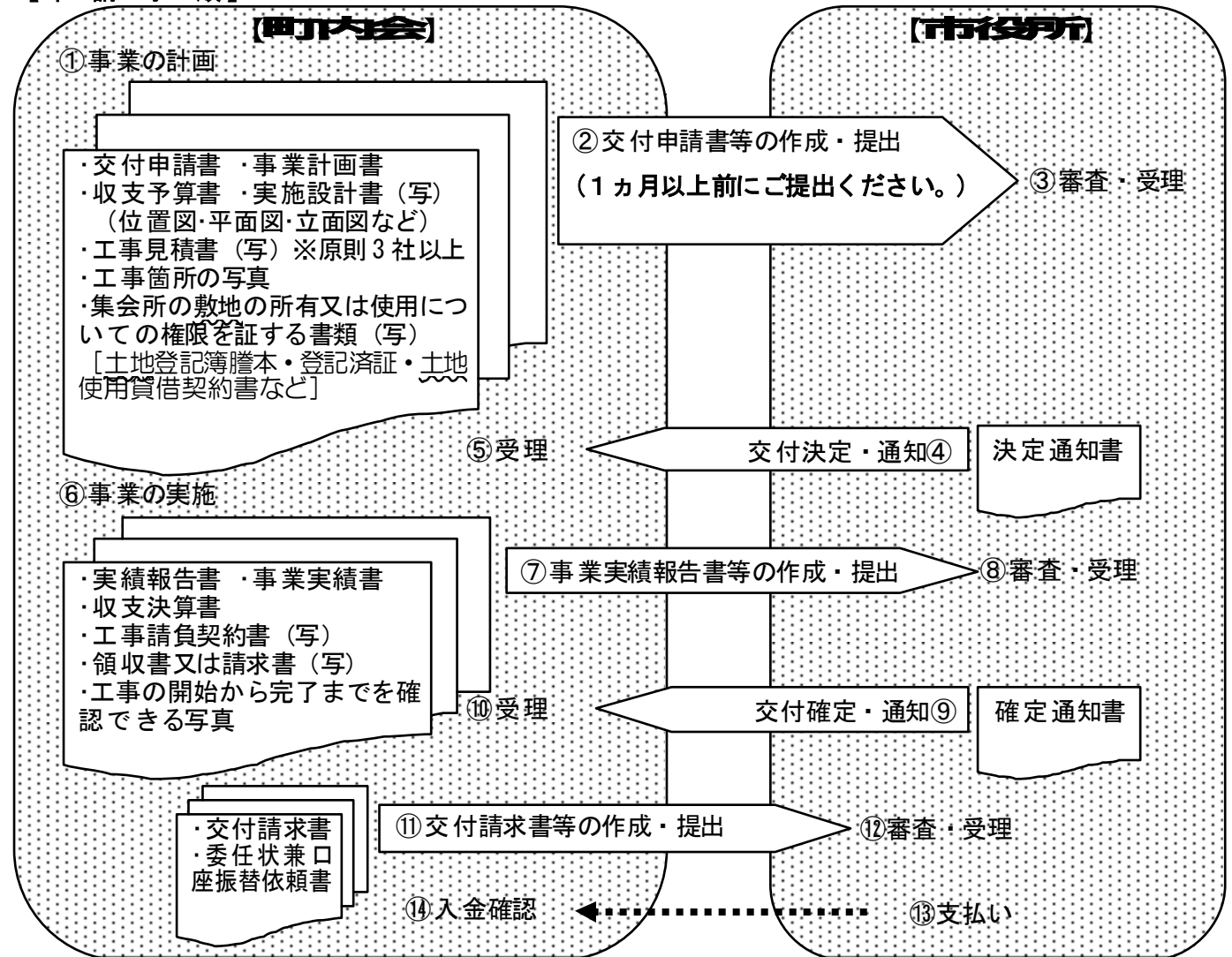
工事に約20日必要として、8月末に工事を始めるためには、その1ヶ月以上前の7月下旬に申請書を提出すればほぼ大丈夫です。なお、申請前に、市役所へ電話等による相談をお願いします。

【裏面もご覧ください】

※ 注意事項（必ずお目通しください。）

- ① 工事着手後の申請はできません。必ず工事着手前に申請してください。
- ② 国、県又は市から他の補助金（鹿児島市町内会集会所建築等補助金は除く）を受けて実施する事業は、対象となりません。
- ③ 既に、鹿児島市町内会集会所建築等補助金の交付を受けている場合、当該補助金の交付を受けた集会所がこの補助金の交付対象となります。
- ④ 鹿児島市町内会集会所建築等補助金の交付を受けた町内会で、当該補助金交付後10年を経過しない場合でも、この補助金は申請できます。
- ⑤ この補助金を受けた町内会は、交付後10年経過すれば、再び補助が受けられます。（災害時を除きます）

【申請手順】



【お問い合わせ先】

鹿児島市役所			
市民部	地域振興課		TEL 2 1 6 - 1 2 1 4
谷山支所	総務課	地域振興係	TEL 2 6 9 - 8 4 0 3
伊敷支所	総務市民課	地域振興係	TEL 2 2 9 - 2 1 1 4
吉野支所	総務市民課	地域振興係	TEL 2 4 4 - 7 1 1 1
東桜島支所		総務市民係	TEL 2 2 1 - 2 1 1 1
吉田支所	総務市民課	地域振興係	TEL 2 9 4 - 1 2 1 1
桜島支所	総務市民課	地域振興係	TEL 2 9 3 - 2 3 4 6
喜入支所	総務市民課	地域振興係	TEL 3 4 5 - 1 1 1 2
松元支所	総務市民課	地域振興係	TEL 2 7 8 - 2 1 1 2
郡山支所	総務市民課	地域振興係	TEL 2 9 8 - 2 1 1 1